

## 手数料の見直し

事務の名称	マンションの管理の適正化の推進に関する法律関係事務
-------	---------------------------

(単位：円)

手数料の名称・区分		単位	料金		
			改定前	改定後	改定額
マンション管理 計画認定又は認 定更新申請手数料	長期修繕計画の数が一である場合	件	26,300円 (事前確認適合証 の提出がある場合 にあつては、3,000 円)	28,100円 (事前確認適合証 の提出がある場合 にあつては、 <u>3,200</u> 円)	-
	長期修繕計画の数が二以上である場合	件	26,300円に1を超える 長期修繕計画の 数に11,500円を乗 じて得た額を加算 した金額(事前確 認適合証の提出が ある場合にあつて は、3,000円に1を 超える長期修繕計 画の数に1,400円を 乗じて得た額を加 算した金額)	28,100円に1を超える 長期修繕計画の 数に <u>12,400円</u> を乗 じて得た額を加算 した金額(事前確 認適合証の提出が ある場合にあつて は、 <u>3,200円</u> に1を 超える長期修繕計 画の数に1,500円を 乗じて得た額を加 算した金額)	-
マンション管理 計画変更認定申 請手数料	長期修繕計画の数が一である場合	件	20,900	<u>22,300</u>	1,400
	長期修繕計画の数が二以上である場合	件	20,900円に1を超える 長期修繕計画の 数に7,400円を乗 じて得た額を加算 した金額	22,300円に1を超える 長期修繕計画の 数に <u>8,100円</u> を乗 じて得た額を加算 した金額	-

【備考】

改正前	改正後
1 「事前確認適合証」とは、当該マンション管理計画がマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の14各号に掲げる基準に適合していることを同法第91条に規定するマンション管理適正化推進センターが証するものをいう。	1 （同左）